四国中央市立中学校の部活動の方針

平成31年2月改正四国中央市教育委員会

1 策定の趣旨

学校教育の一環として行われている部活動は、スポーツ・文化に興味・関心を持つ同好の生徒によって、自主的に組織され、生徒がより高い水準の技能や記録に挑戦する中で、活動する楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験するとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動である。

また、学級や学年を離れた集団の中で、生徒たちの自発的・自主的な活動を基盤に、 共通の目標に向かって、互いに認め合い、励まし合い、協力し合い、高め合いながら、 生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感を育むなど、生徒の多様な学びの場として教育 的意義が大きい。

そうした部活動を行う中で、個々の生徒が更に技能を高め、記録や目標に挑戦しようとすることは自然なことであるが、適切な休養を伴わない行き過ぎた活動は、生徒や教師に様々な無理や弊害をもたらし、生徒のバランスのとれた生活や健やかな成長に支障をきたすことが懸念されると同時に、教師の多忙化の一因ともなっている。

このため、四国中央市及び四国中央市教育委員会(以下、「市」という。)は、部活動の意義が十分発揮され、生徒の健全な成長や教師の業務負担軽減に資するよう、スポーツ庁が平成30年3月に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁が平成30年12月に策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、生徒にとって望ましいスポーツ・文化の環境を構築するという観点から、部活動が、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指し、四国中央市立中学校の部活動の方針を定める。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- ア 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- イ 部活動の責任者(以下「部活動顧問」という。)は、年間の活動計画(活動 日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動

日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出して承認を得る。

- ウ 校長は、上記アの活動方針等を保護者だよりや学校のホームページへの掲載等 により公表する。
- エ 市は、上記ア、イに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が 効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、指導内容の充 実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実 施できるよう、適正な数の部を設置する。そのために、現在在籍の生徒の活動に 配慮しながらも、部活動数の見直しを行う。
- イ 市は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員等の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、必要に応じて部活動指導員を任用し、配置する。なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントをはじめとする生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務(校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)を遵守すること等に関し、適時研修を行う。
- ウ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に 鑑み、教師の他の校務分掌や部活動指導員等の配置状況を勘案した上で行うな ど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指 導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を 把握し、生徒が安全にスポーツ・文化活動を行い、教師の負担が過度とならない よう、適宜、指導・是正を行う。
- オ 市は、部活動顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校 の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修 等の取組を行う。
- カ 市及び校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に 関する緊急対策(平成29年12月26日文部科学大臣決定)」及び「学校における働 き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理 等に係る取組の徹底について(平成30年2月9日付け29文科初第1437号)」を

踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- ア 校長及び部活動顧問は、運動部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理 (スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。)、 事故防止 (活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体 罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、熱中症事故防止の観点から、気象庁の 高温注意情報や環境省の暑さ指数等の情報に十分留意し、「熱中症予防運動指針」 (公益財団法人日本スポーツ協会)等も参考に、気温・湿度などの環境条件に配慮 する。その際、活動の中止や活動時間の変更等も視野に入れて柔軟に対応を検討する。市は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- イ 部活動顧問は、休養を適切に取ることが必要であること、また、その活動に即しながら過度の練習が様々なリスクを高め、必ずしも能力や技術の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒が生涯を通じてスポーツ・文化に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目や各分野の特性等を踏まえつつ、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行う。

特に運動部においては、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と 連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正し い知識を得た上で指導を行う。

(2) 部活動用指導手引の活用

ア 部活動顧問は、競技団体等が作成した指導手引を積極的に活用して、3(1)に 基づく指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、 食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ

- 医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏ま え、以下を基準とする。
- 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも 1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を平日に振り替える。ただし、定期試験前の一定期間に学校・地域の実情に合わせた臨時の休養日をこの振替に充てることがある。)
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分 な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことがで きるよう、積極的に休養期間を設ける。
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。なお、ここでいう活動時間とは、顧問の指導の下で行う身体活動の時間を指し、大会等に出場した際に拘束されている時間を指すものではない。
- イ 校長は、2(1)に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上 記の基準を踏まえるとともに、市が策定した方針に則り、各部活動の休養日及び 活動時間等を設定し、公表する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指 導・是正を行う等、その運用を徹底する。
- ウ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、学校全体、市共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。
- エ 学校閉庁日、非常変災時の臨時休業日には活動しない。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化活動の環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置

- ア 校長は、生徒のスポーツ・文化活動に関するニーズが、技術等の向上以外に も、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の部活動が、 女子や障がいのある生徒等も含めて生徒の潜在的なニーズに必ずしも応えられて いないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部の 設置を検討する。
- イ 市は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技等の部を設けることができな

い場合には、生徒のスポーツ・文化活動の機会が損なわれることがないよう、合同部活動等の取組を推進する。

(2) 地域との連携等

- ア 市及び校長は、生徒のスポーツ・文化活動の環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化活動の環境整備を進める。
- イ 市及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 校長は、部活動の教育上の意義を考慮して、週末等に開催される様々な大会等に参加することが生徒や部活動顧問にとって過度な負担とならないよう、参加する大会数等を検討する。